

徴収猶予申請書

豊田市長 様

5 年 6 月 20 日

豊田市市税条例第11条第1項・第3項の規定により、下記のとおり徴収猶予の申請をします。

申請者	住(居)所又は所在地		豊田市西町3-60			
	氏名又は名称		豊田 太郎			
徴収猶予を受けようとする金額	科目	年度	区分	通知書番号	期(月)	未納額(円)
	※明細については、別紙徴収明細書					
	合 計(法律による金額)					
徴収猶予を受けようとする期間				6 年 7 月 1 日 から 6 年 12 月 31 日 まで		
納付(納入)すべき徴収金				※明細については、別紙納付(納入)すべき徴収金明細書のとおり		
該 当 条 項				地方税法第15条第1項又は第2項		
猶予概要事実及び徴収金を一時に納付(納入)することができない事情の詳細				<p style="text-align: center;">令和4年12月に交通事故に遭い、同月から令和5年5月まで</p> <p>〇〇病院に入院していた。病院の治療費及び入院費として20万円を支払ったことで、期限内の納付が困難になったため。</p>		
納 付 計 画				<input checked="" type="checkbox"/> 有(別紙納付計画書のとおり) <input type="checkbox"/> 無		
担 保 提 供				<input checked="" type="checkbox"/> 有(本税100万円超かつ猶予期間3か月超) <input type="checkbox"/> 無 土地、建物、保証人 など		
<備 考(添付書類等)> 財産目録、給与明細コピー、通帳コピー、治療費及び入院費領収書コピー						

○猶予期間は最大12か月間。

○納期限を迎える前に申請する場合、猶予開始日は最初に迎える納期限の翌日を記入。納期限を過ぎて申請する場合、猶予開始日は申請日と同日を記入

(例) 5年6月30日に納期限を迎える市税の猶予を6月30日以前に申請する場合
→ 猶予開始日は5年7月1日

(例) 5年6月30日に納期限を迎える市税の猶予を7月1日以降に申請する場合
→ 猶予開始日は申請日と同日